

健康講座商法に注意しましょう



1. **トラブル事例**

高齢の母が、生活用品安売りの広告チラシを見て、空き店舗を利用した期間限定の会場へ出かけ、健康食品などを大量に買って来た。驚いて事情を聞くと、そこでは、健康講座も開かれており、薬を飲んでいることを販売員に話したところ「病院の薬よりもウチの健康食品を飲んだ方がよい」と熱心に勧められ、言われるままに2年分購入してしまったとのこと。総額70万円は高すぎるので解約させたい。



2. **トラブルにあわないために**

- ・ 格安品で消費者を引きつけますが、業者の目的は、高額な健康食品・器具などの販売です。
- ・ 興味本位で安易に会場に近づかないこと！
- ・ 販売員の話をつのみにせず、周りの人に相談するなど、冷静に考える時間を持ちましょう。
- ・ 解約などのご相談は早めに消費生活センターへ。

商品及びサービスに係る契約等のご相談は・・・

福岡市消費生活センター

TEL:092-781-0999 (相談コーナー直通)

※電話番号のかけ間違いにご注意ください

福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7階

☆市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「消費生活・各種相談」をクリック！かわら版のバックナンバーが印刷できます。